

(2) 実用新案制度

州名	国コード	国又は地域名	現の地必代理要人性	審査制度	3		4		5		備考	
					存続期間		異議申立		無効審判			
					起算日	期年間	起算日	期間	起算日	期間		
アジア	CN	中国	要	×	出願	10	×		○			
	HK	香港	要	×	出願	8	×		●	短期特許と規定されている。		
	ID	インドネシア	要	○	出願	10	公開	3月	○	Simple Patentと規定されている。		
	JP	日本	要	×	出願	10	×	(備)	○	(備)情報提供が行える。		
	KH	カンボジア	要	×	出願	7	×		●			
	KR	韓国	要	○(備1)	出願	10	×		登録	3月 (備2)	(備1)審査請求制度(出願日から3年)がある。 (備2)登録から3月間は何人も請求できる。その後は利害関係人又は審査官のみ請求できる。	
	LA	ラオス	要	×	出願	10	×		×	Petty Patentと規定されている。		
	MN	モンゴル	要	○	出願	7	×		○			
	MO	マカオ	要	○	出願	6 延2ずつ 2回	×	(備)	●	(備)情報提供が行える。		
	MY	マレーシア	要	○	出願	10 延5ずつ 2回	×		●			
	PH	フィリピン	要	×	出願	7	×		○			
	TH	タイ	要	×	出願	6延2ずつ2回	公報	1年	●			
	TW	台湾	要	×	出願	10	×		○			
	VN	ベトナム	要	○	出願	10	公開	(備)	○	(備)公開日から権利付与の決定までの間。		
大洋州	AU	オーストラリア	要	○(備)	完全	8	×		●	Innovation Patentとして規定されている。 (備)権利行使する際又は第三者が権利の無効を主張する際は審査請求して権利の有効性を証明しなければならない。		
	TO	トンガ	要	×	出願	7	×		●			
中東	AE	アラブ首長国連邦	要	○	出願	10	公開	60日	●			
	KW	クウェート	要	×	出願	7	公開	2月	●			
	OM	オマーン	要	○	出願	10	×		●			
アフリカ	EG	エジプト	要	○	出願	7	公開	60日	●			
	ET	エチオピア	要	×	出願	5延5	×		●			
	KE	ケニア	要	×	登録	10	×		●			
	AO	アンゴラ	要	×	出願	5 延5ずつ2回	×		●			
	BF	ブルキナファソ	要	○	出願	10	×		●			
	BJ	ベナン	要	○	出願	10	×		●			
	BW	ボツワナ	要	○	出願	7	×		●			
	CG	コンゴ共和国	要	×	出願	10	×		●			
	CF	中央アフリカ	要	○	出願	10	×		●			
	CI	コートジボアール	要	○	出願	10	×		●			
	CM	カメルーン	要	○	出願	10	×		●			
	GH	ガーナ	要	×	出願	7	×		●			
	GN	ギニア	要	○	出願	10	×		●			
	GQ	赤道ギニア	要	○	出願	10	×		●			
	GW	ギニアビサウ	要	○	出願	10	×		●			
	KM	コモロ	要	×	出願	10	×		●			
	LS	レソト	要	×	出願	7	×		●			
	ML	マリ	要	×	出願	10	×		●			
	MR	モーリタニア	要	○	出願	10	×		●			

州名	国コード	国又は地域名	現の地必代理要人性	審査制度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	期年間	起算日	期間	起算日	期間	
アフリカ	MZ	モザンビーク	-	○	出願	15		x	○		
	NE	ニジェール	要	○	出願	10		x	●		
	RW	ルワンダ	要	x	出願	10		x	●		
	SN	セネガル	要	○	出願	10		x	●		
	SZ	エスワティニ	要	x	出願	7		x	●		
	TG	チャド	要	○	出願	10		x	●		
	TD	トーゴ	要	○	出願	10		x	●		
	TZ	タンザニア(旧ザンジバル)	要	x	出願	10		x	●		
	UG	ウガンダ	要	x	登録	7		-	●		
NIS諸国	AZ	アゼルバイジャン	要	x	出願	10	公開	6月	○		
	TJ	タジキスタン	要	x	出願	10		x	○		
欧州	AL	アルバニア	要	x	出願	10	公報	9月	●		
	AT	オーストリア	要	x	出願(備)	10		x	○	(備)出願された月の末日から起算する。	
	BG	ブルガリア	要	x	出願	4 延2ずつ2回		x	○		
	CZ	チェコ	要	x	出願	4 延3ずつ2回		x	○		
	DE	ドイツ	要	x	出願(備)	3、延3、更に2ずつ2回		x	○	「(備)」出願された日の翌日から起算する。	
	DK	デンマーク	要	x	出願	3 延第1回3年、第2回4年		x	○		
	EE	エストニア	要	-	出願	4 延第1回4年、第2回2年		x	●		
	ES	スペイン	要	x	出願	10	公開	2月	○		
	FI	フィンランド	要	x	出願	4 延第1回4年、第2回2年		x	○		
	FR	フランス	要	x	出願	6		x	●		
	GR	ギリシャ	要	x	出願(備)	7		x	○	(備)出願日の翌日から起算する。	
	HU	ハンガリー	要	x	出願	10		x	○		
	IT	イタリア	要	x	出願	10		x	●		
	NL	オランダ	要	x	出願	6		x	○	短期特許として規定されている。	
	PL	ポーランド	要	○	出願	10	公報	6月	○		
北中南米	RO	ルーマニア	要	x	出願	6 延2ずつ2回		x	○		
	PT	ポルトガル	要	○	出願	6延2ずつ2回	公開	2月	●		
	SK	スロバキア	要	○	出願	4 延3ずつ2回	公開	3月	○		
	AG	アンティグア・バーブーダ	要	○	出願	7		-	●		
	AR	アルゼンチン	要	○	出願	10	公開	60日	●		
	BO	ボリビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	BR	ブラジル	要	○	出願	15	x(備)		○	(備)情報提供制度あり。	
	BZ	ベリーズ	要	○	出願	7		-	●		
	CL	チリ	要	○	出願	10	公開	45日	●		
	CO	コロンビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
GT	CR	コスタリカ	要	○	出願	10	公開	1月(備)	○	(備)最初の公告(公開)日から起算する。	
	EC	エクアドル	要	○	出願	10	公開	60日	○		
	HN	ホンジュラス	要	○	出願	15	公開	(備)	○	(備)最初の公告(公開)日から最後の公告日までの間。	

州名	国コード	国又は地域名	1 現の 地必 代理 要人 性	2 審 査 制 度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	期～ 年 間～	起算日	期間	起算日	期間	
北中南米	KN	クストファー・ネービス	要	×	出願	7		×		●	
	MX	メキシコ	要	○	出願	10		×		○	
	NI	ニカラグア	要	○	出願	10		×(備)		●	(備)情報提供制度あり。
	PA	パナマ	要	○	出願	10	公開	2月		○	
	PE	ペルー	要	○	出願	10	公開	60日		○	
	SV	エルサルバドル	要	○	出願	10		×		●	
	TT	トリニダード・トバゴ	要	×	出願	10		×		○	
	VC	セントビンセント	要	×	出願	10	公開	2月		●	
国際機関	UY	ウルグアイ	要	○	出願	10延5		×(備)		○	(備)情報提供制度(出願公開から60日以内)あり。
	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	要	○		(備1)		×		(備2)	(備1)各指定国の国内法に規定される期間。 (備2)各指定国の国内法による。
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	要	×	出願	10		×		●	

(資料)特許庁「平成30年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 現地代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。
 - 2 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
 - 3 存続期間の「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。
 - 4 異議申立の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
 - 5 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、この無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「登録」は実用新案登録日を、起算日とすることを示す。
- 上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただけます。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先:国際協力課